

## 協議書

平成26年7月2日締結の平成26年度司法修習生考試事務委託業務契約及び同年12月25日締結の同変更契約（以下合わせて「本件契約」という。）に関し、発注者最高裁判所（以下「発注者」という。）と受注者株式会社ヒューマントラスト（以下「受注者」という。）とは、本件契約第26条に基づき、以下のとおり協議し、合意した。

### （受注者の仕様書違背）

第1条 受注者は、発注者に対し、受注者が、本件契約に係る業務の履行につき、仕様書違背があったことを認める。

### （発注者の支払義務）

第2条 発注者は、受注者に対し、上記仕様書違背部分を除いた業務の履行がなされたことを認め、本件契約金額の内、上記仕様書違背部分を除いた金23,253,882円（うち消費税及び地方消費税額1,722,509円を含む）の支払義務があることを認める。

### （発注者の代金支払）

第3条 発注者は、受注者に対し、前項の金員を、受注者が提出する支払請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。

### （発注者の遅延損害金支払）

第4条 発注者が、前条記載の金員について、約定期間内に支払いをしなかったときは、発注者は、受注者に対し、支払が遅延した金額に対し、遅延日数に応じ、年2.9パーセントの割合による遅延損害金を支払う。

### （清算条項）

第5条 発注者及び受注者は、本件契約に関し、本協議書の各条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

この協議の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

平成27年2月17日

発注者 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 堀内



受注者 東京都千代田区丸の内1丁目6番5号

株式会社ヒューマントラスト

代表取締役

阪本 美貴

